

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	金融所得課税の一元化（検討事項）	
税 目	所得税法第 23 条、第 24 条、第 33 条、第 35 条（租税特別措置法第 3 条、第 8 条の 4、第 8 条の 5、第 9 条の 3、第 37 条の 10、第 37 条の 11 の 6、第 37 条の 12 の 2、第 37 条の 13 ~ 13 の 2、第 41 条の 10、第 41 条の 14 及び第 41 条の 15）	
要 望 の 内 容	<p>1．金融所得に対する課税について、多様な金融商品を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、あわせて損益通算を広く可能とした金融所得課税の一元化を図る。</p> <p>2．具体的要望としては、次のとおり。</p> <p>（1）上場・店頭公開株式の譲渡損益と配当及び公募株式投資信託の譲渡損益との間では損益通算が認められているが、更に以下に掲げる金融所得間でも、損益通算を認める。</p> <p style="margin-left: 20px;">上場株式・店頭株式の譲渡損益、配当 公募株式投資信託の譲渡損益、解約・償還損益、期中分配金 未上場株式（一般の投資対象とされるもの等）の譲渡損益、配当 商品先物取引（オプション取引を含む。）・有価証券先物取引・取引所金融先物取引の決済差損益 商品ファンドの収益分配金、償還損益 預貯金の利子 債券（公社債）</p> <p>（2）現状は、上場株式及び商品先物について 3 年の損失繰越が認められているが、上場株式及び商品先物以外の上記に掲げる金融所得についても、3 年の損失繰越を認める。</p> <p>（3）公社債の譲渡所得と利子所得の損益通算を認めるなど、現行の債券税制の見直しを行う。</p> <p>（4）以上の見直しについては、現行の証券税制（上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率）の期限（23 年末）到来後に、実務上可能なものから順次実現を目指していく。</p>	
	減収見込額 （平年度）	百万円

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>バブル崩壊以降、メインバンク機能が弱体化し銀行の金融仲介機能が低下する中、企業が成長する上で必要なリスクマネー（株式や債券等によって調達される資金）の供給源として我が国の個人金融資産を活用するため、金融所得課税を総合課税から分離して一元化を推進し、「貯蓄から投資へ」の流れを促進することにより、我が国経済産業の活性化を図り、もって我が国経済の成長を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>約 1,500 兆円にのぼる我が国の個人金融資産の約半数は預貯金である一方、リスクマネーとして活用されているのは 2 割にも満たない状況であるため、リスクマネーの構成比を増やす余地がある。</p> <p>しかし、金融所得への課税は納税者の所得区分や金融商品に対する税率、納税方法などについては、個人投資家にとって複雑な仕組みであるとの指摘がある。また、金融所得に対する損益通算の範囲が限定的であるため、リスク性の高い投資に対するインセンティブが働きづらい状況となっている。</p> <p>金融所得課税の一元化を図ることにより、これらの課題を克服することで、株式や債券等への投資や信託などによる市場機能を通じた個人から経済産業活動へのリスクマネー供給の促進が期待でき、企業の資金調達の効率化、多様化に資することになる。</p> <p>(2) 要望の措置の妥当性</p> <p>上記の通り、金融所得課税を一元化することによって政策目的が達成されるどころ、そのためには幅広い投資家が対象となる、税制措置によってなされることが効果的かつ妥当である。</p>												
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1361 464 1518"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="464 1361 1489 1518"> <p>1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1518 464 1664"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="464 1518 1489 1664"> <p>金融市場（証券・商品市場を含む）の活性化 企業の資金調達の円滑化 個人投資家における投資選択の中立化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1664 464 1794"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="464 1664 1489 1794"> <p>恒久措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1794 464 1912"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="464 1794 1489 1912"> <p>（政策の達成目標と同じ）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1912 464 2040"> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> </td> <td data-bbox="464 1912 1489 2040"> <p>平成 21 年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 2040 464 2152"> <p>予算上の措置等の要求内</p> </td> <td data-bbox="464 2040 1489 2152"> <p>なし</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>金融市場（証券・商品市場を含む）の活性化 企業の資金調達の円滑化 個人投資家における投資選択の中立化</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>平成 21 年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。</p>	<p>予算上の措置等の要求内</p>	<p>なし</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進</p>												
<p>政策の達成目標</p>	<p>金融市場（証券・商品市場を含む）の活性化 企業の資金調達の円滑化 個人投資家における投資選択の中立化</p>												
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>												
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>												
<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>平成 21 年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。</p>												
<p>予算上の措置等の要求内</p>	<p>なし</p>												

	容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	(新設要望)
	租税特別措置の適用実績	(新設要望)
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	(新設要望)
	前回要望時の達成目標	(新設要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
これまでの要望経緯		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる 3 年間の繰越 (平成 15 年度税制改正)</li> <li>・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ (平成 16 年度税制改正)</li> <li>・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減 (譲渡益に対する 10% の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成 16 年度税制改正)</li> <li>・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算 (平成 20 年度税制改正)</li> </ul>